

加美町消防計画書

目 次

第 1 章	組織計画	1
第 1 節	事務機構	
第 2 節	災害時の消防隊編成	
第 2 章	消防力等の整備計画	5
第 1 節	消防力の現況	
第 2 節	消防力の強化	
第 3 節	消防施設及び資機材等の整備点検	
第 3 章	調査計画	14
第 1 節	消防地理・水利調査	
第 2 節	災害危険区域等の調査及び被害想定	
第 4 章	教育訓練計画	16
第 1 節	教育	
第 2 節	訓練	
第 5 章	災害予防計画	17
第 1 節	火災予防計画	
第 2 節	火災予防査察	
第 3 節	風水害等の予防計画	
第 6 章	警報発令伝達計画	26
第 1 節	気象警報等の発令、解除及び伝達周知	
第 2 節	その他の警報の伝達周知	

第7章	情報計画	29
第1節	情報の収集	
第2節	情報の報告及び連絡	
第3節	広報及び記録	
第8章	火災警防計画	35
第1節	消防職員及び消防団員の招集及び出動	
第2節	警戒	
第3節	出動	
第4節	火災防ぎょ活動	
第5節	通信	
第9章	水害等警防計画	42
第10章	避難計画	43
第11章	救急救助計画	45
第12章	応援協力計画	47
[林野火災対策]		48
第1節	林野火災の現況	
第2節	林野火災予防計画	
第3節	林野火災防ぎょ計画	
第4節	住民の安全対策	

加美町消防計画は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、本町の消防施設・設備・人員等消防力の整備強化及びその総合的な活用を図ることを目的とする。

第 1 章 組織計画

第 1 節 事務機構

本町の消防機関は、大崎地域広域行政事務組合消防本部（加美消防署）及び加美町消防団とし、その組織、事務機構は次のとおりである。

加美消防署の消防事務は、「大崎地域広域行政事務組合消防本部及び消防署等設置条例（昭和 48 年 3 月 23 日）条例第 2 号」、「同事務組合消防本部規則（昭和 48 年 11 月 1 日規則第 4 号）」並びに「消防署の組織等に関する規程（昭和 48 年 10 月 1 日規程第 2 号）」の規定によるほか、次表による。

また、加美町消防団の消防事務は、「加美町消防団の設置に関する条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 218 号）」及び「加美町消防団規則（平成 15 年 4 月 1 日 規則第 128 号）」の規定によるほか、次表による。

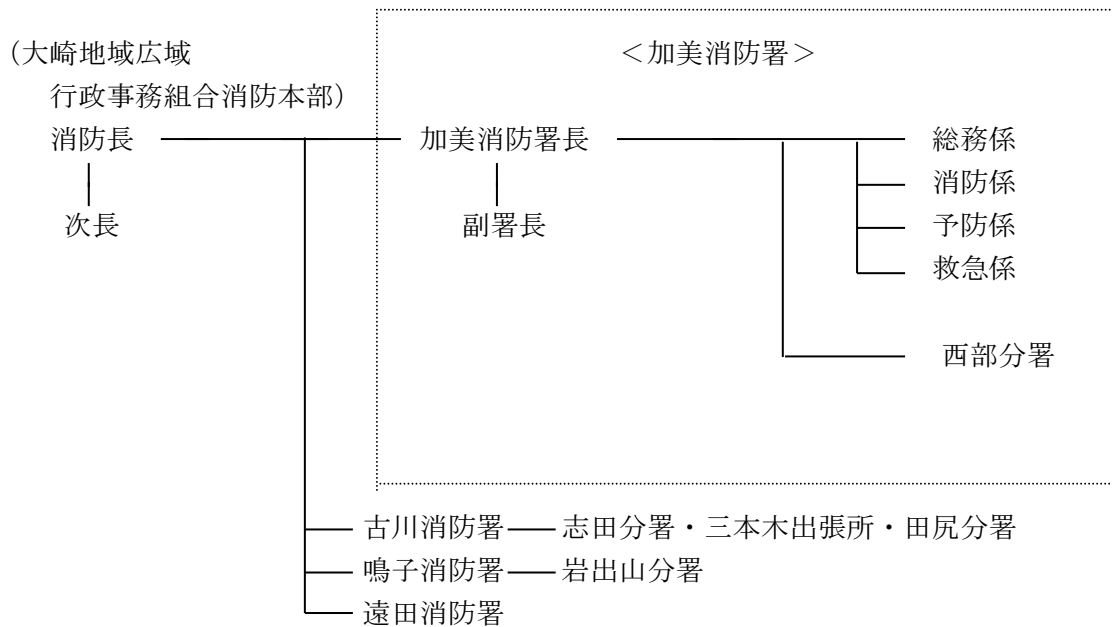
（平成 28 年 4 月現在）

消防機関名	機 構	管轄区域
大崎地域広域行政事務組合 消防本部		大崎管内 1 市 4 町
加美消防署	[職員数] ・加美消防署 56 名	加美郡
電話. 63-2003 Fax. 63-2009	・加美消防署 36 名 予防係・総務係 消防係・救急係	中新田地区 色麻町
電話. 67-2369	・西部分署 20 名	小野田地区 宮崎地区

消防機関名	機 構	管轄区域
加美町消防団 (事務局 総務課) 電話. 63-3111	<人員> 609名 (条例定員 640名)	
第1分団	団長 1名	中新田地区
第2分団	副団長 3名	広原地区
第3分団	3部9班編成 103名	鳴瀬地区
第4分団	2部7班編成 78名	東小野田・鹿原地区
第5分団	2部7班編成 77名	西小野田区
第6分団	4部11班編成 110名	宮崎・旭地区
第7分団	3部10班編成 81名	賀美石地区
ラッパ手	3部12班編成 101名	兼務
	2部8班編成 62名	
	1部3班編成	

加美消防署の組織図

(1) 大崎地域広域行政事務組合消防本部



加美町消防団の組織図 () 内担当地区



第2節 災害時の消防隊編成

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象、または大規模な火災等に対処するため、大崎地域広域行政事務組合消防活動規程（平成13年3月14日大消本訓令乙第1号）に基づき編成し、対策にあたる。

消防長は、非常災害時には職員全員を参集し、消防本部に部隊本部を、各署に大隊本部を設置し、警防活動を行う。

2 加美町消防団

加美町消防団は、町長の指示により消防団長が招集し、火災等の発生場所、規模等を考慮しながら編成する。

大規模災害時には、加美町災害対策本部条例（平成15年4月1日 条例第15号）等災害対策関係の規定に基づき、災害対策本部長（町長）の指示で、消防団長（災害対策本部組織では「消防部長」となる）が全団員を招集し、消防活動にあたる。

消防隊の編成は、7分団19部67班編成とし、消防活動の総指揮は加美消防署長がとり、消防団は加美消防署と密接に連携しながら消防活動を実施する。

第2章 消防力等の整備計画

第1節 消防力の現況

- 1 本町の消防団員数、消防ポンプ、消防水利等の消防力の現況は次のとおり。

消防団員数は、消防庁が定める「消防力の基準」により、次の各号に掲げる業務を行う場合において、当該業務を円滑に遂行するために必要な人員とされている。

現有団員数 (平成28年4月現在)

区 分	団 員 定 数	現有団員数
団 長	1	1
副 団 長	3	3
分 団 長	7	7
副分団長	7	7
部 長	20	20
班 長	67	67
団 員	535	512
合 計	640	617

消防ポンプ等

機関名	担当区域	普通自動車ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	可搬式消防ポンプ
第1分団	中新田地区		9	
第2分団	広原地区		7	
第3分団	鳴瀬地区		7	
第4分団	東小野田・鹿原地区	1	10	3
第5分団	西小野田地区		10	
第6分団	宮崎・旭地区	1	7	4
第7分団	賀美石地区		6	2

(3) 消火栓及び防火水槽の設置状況

(平成28年3月末現在)

	消火栓		防火水槽 (40トン以上)		防火水槽 (40トン未満)	
	公設	私設	公設	私設	公設	私設
中新田	161	1	42	7		
小野田	129		51	4	1	
宮崎	135		25		1	
計	425	1	118	11	2	

2 大崎地域広域行政事務組合消防本部の消防力の現況は次のとおり。

(1) 施設及び車両

(平成25年版 大崎広域消防本部 消防年報)

区分	現有	消防力の基準	備考
消防署数	9	10	△1
車両 ポンプ自動車	19	17	2
化学消防車	1	1	
はしご車	2	2	
救助工作車	1	1	
大型水槽車	3	0	3
救急自動車	13	8	5
指揮車	4	4	
車両計	43	33	10

(2) 人員

区分	現有人員 (人)	基準人員 (人)	備考
警防要員	249	343	△94
予防要員	12	24	△12
通信要員	9	10	△1
庶務の要員	38	38	
計	308 (充足率 74.2%)	415	△107

※現有人員の () 内は、基準人員に対する現有人員の割合。

※基準については、平成24年度消防施設整備計画実態調査に基づいて算出した人員である。

第2節 消防力の強化

「消防力の基準」「消防水利の基準」をもとに、地域の状況を勘案し、消防施設・設備等整備事業の補助事業を活用し、消防力の増強、更新を行う。

1 消防団員の確保

住民に対し、消防演習や総合防災訓練の開催時、またはパンフレットの配布等を通じ、消防団及び自主防災組織の重要性について認識と理解を深める広報普及活動を行うとともに、消防団員による勧誘を強化し、消防活動の原動力となる消防団員の確保に努める。

また、団員に対しては、防火衣、保護帽、安全靴を貸与し消防活動時の安全確保に努め、団員の都合等も考慮しながら各種訓練等を開催するなどにより、資質向上に努める。

消防団員内訳

(条例定員：640人)

(単位：人)

分団	部	班	団長	副団長	分団長 副分団長	部長	班長	団員	小計	
本部			1	3		1			5	
第1分団 (中新田地区)					2	3	9	66	88	
	第1部					1			1	
		第1班						1	7	8
		第2班						1	5	6
		第3班						1	6	7
	第2部						1			1
		第1班						1	8	9
		第2班						1	8	10
		第3班						1	8	9
	第3部						1			1
		第1班						1	9	10
		第2班						1	8	9
		第3班						1	7	8

分団	部	班	団長	副団長	分団長 副分団長	部長	班長	団員	小計	
第2分団 (広原地区)					2	2	7	57	68	
	第1部					1			1	
		第1班						1	6	7
		第2班						1	9	10
	第2部	第3班						1	9	10
							1			1
		第1班						1	9	10
		第2班						1	7	8
	第3分団 (鳴瀬地区)	第1部	第3班					1	10	11
			第4班					1	7	8
						2	2	7	58	69
							1			1
第2部		第1班						1	9	10
		第2班						1	8	9
		第3班						1	6	7
		第4班						1	9	10
第2部						1			1	
	第1班						1	9	10	
	第2班						1	9	10	
	第3班						1	8	9	

分団	部	班	団長	副団長	分団長 副分団長	部長	班長	団員	小計	
第4分団 (東小野 田・鹿原地 区)					2	4	11	96	113	
	第1部					1			1	
		第1班						1	9	10
		第2班						1	7	8
	第2部						1			1
		第1班						1	7	8
		第2班						1	8	9
		第3班						1	8	9
	第3部						1			1
		第1班						1	8	9
		第2班						1	7	8
		第3班						1	8	9
	第4部						1			1
		第1班						1	15	16
		第2班						1	10	11
		第3班						1	9	11
第5分団 (西小野 田地区)					2	3	10	74	89	
	第1部					1			1	
		第1班						1	8	9
		第2班						1	7	8
		第3班						1	8	9
	第2部						1			1
		第1班						1	9	10
		第2班						1	7	8
		第3班						1	7	8
	第3部						1			1
		第1班						1	7	8
		第2班						1	7	8
		第3班						1	7	8
	第4班						1	7	8	

分団	部	班	団長	副団長	分団長 副分団長	部長	班長	団員	小計	
第6分団 (宮崎・旭地区)					2	3	12	94	111	
	第1部						1		1	
		第1班						1	7	8
		第2班						1	7	8
		第3班						1	11	12
		第4班						1	7	8
	第2部						1		1	
		第1班						1	8	9
		第2班						1	9	10
		第3班						1	7	8
		第4班						1	7	8
	第3部						1		1	
		第1班						1	8	9
		第2班						1	9	10
		第3班						1	7	8
		第4班						1	7	
第7分団 (賀美石地区)					2	2	8	62	74	
	第1部						1		1	
		第1班						1	7	8
		第2班						1	9	10
		第3班						1	9	10
		第4班						1	9	10
	第2部						1		1	
		第1班						1	6	7
		第2班						1	6	7
		第3班						1	9	10
第4班							1	7	8	
ラッパ手 (兼務)							3		3	
	第1班	第1班					1		1	
		第2班						1		1
		第3班						1		1

項目	団長	副団長	分団長 副分団長	部長	班長	団員	消防団員数
合計	1	3	14	20	67	512	617

2 消防ポンプ付軽積載車等の整備

町が所有する小型動力消防ポンプは65台あり、うち可搬式（手引き用）のものは9台で、順次機動性の高い消防ポンプ付積載車に更新を行い、消防力の強化を図る。

また、今後、車齢15年以上を目途に消防ポンプ付積載車の更新を計画的に実施するとともに、消防ポンプ格納庫についても年次計画に基づき改築等整備に努める。

また、背負式消火水のうを45個備えているが、配備数の増加を図り林野火災等に備えるとともに、今後とも防火用も考慮した資機材の整備を行い消防設備の充実強化に努める。

3 消防水利の増設

自然水利に恵まれた本町は、結果として消防水利の整備が遅れた傾向がある。上水道配水管の増設においても消防水利としての利用はあまり考慮されていないため、今後計画的に消火栓及び防火水槽の設置を行う。

消火栓については、地域の水利状況及び上水道管径を考慮して計画的に設置し、老朽化した上水道管の布設替え、また上水道管の管網を推進するなどにより、消火栓使用時の水圧低下を防ぎ、消火栓の有効活用に努める。

防火水槽は、地域の水利状況及び住宅の密集状況等を考慮しながら毎年設置を計画する。また、飲料水兼用の防火貯水槽の配備について検討を行うとともに、小中学校等のプールは通年貯水を図るとともに、浄水装置を整備することなどにより、飲料用も考慮した消防水利の確保に努める。

水利区分	現有数	年次計画				計
		22年度	23年度	24年度	25年度	
消火栓（公設）	416	2			2	4
防火水槽(公設)	119	1	1	1	1	4
プール	14					

第3節 消防施設及び資機材等の整備点検

1 定期点検

加美消防署、西部分署では、毎朝の勤務交替時に車両及び器具の点検を行うほか、車両積載品及び装備品、機械器具の点検を行う。

消防団は、班長及び機関員により随時、車両等の点検を行う。

また、春・秋の火災予防運動期間中の巡回広報時には、消防団幹部（部長以上）による全班的車両、装備等の点検を行う。

2 出動時の点検

災害現場に出動時は、目視による点検確認を行う。

また、消防活動時及び活動終了後は、次の災害に備え、人員、車両及び機械器具等の状況に留意しながら、点検整備を行う。

3 消防水利の点検整備

有事の際、消防水利を有効活用できるよう、次のとおり点検整備を行う。

(1) 加美消防署、西部分署では、全ての消防水利を定期的に点検する。

また、異常気象時や道路工事、水道工事、河川工事または河川の清掃等により消防水利の不足が懸念されるときは、随時点検し、現況を把握する。

(2) 消防団は、随時消防水利の状況を把握するとともに、消防水利周辺に放置された障害物の除去等を行う。

河川工事等により水利不足が懸念されるときは、土のう等を活用し自然水利の確保、代替水利の確保に努める。

また、積雪時には、消防水利付近及び消防車両等進入経路の除雪を行う。

第3章 調査計画

第1節 消防地理・水利調査

消防活動に重要な地理・水利等の調査を随時行い、状況を把握する。

- (1) 定期的に町内各地区の地理、水利の状況を調査するとともに、上水道の断水や減水、または消防隊の通行等消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事等があったときは、その期間中随時調査にあたりるとともに、工事等の終了後には調査を行い、現状の回復等を確認する。

また、必要な情報は役場総務課に連絡を行い、相互に情報を共有する。

- (2) 調査中に、消防水利設備について破損等の異常を発見したときは、適切な応急処置を講ずるとともに、速やかに役場総務課に報告し、修理を行う。

- (3) 調査結果は水利台帳等に記入し、必要と認めるときは役場総務課に報告する。

第2節 災害危険区域等の調査及び被害の想定

火災が発生した場合に大規模火災につながる危険性が高いと推測される個所、区域について随時現況調査を行い、状況把握に努める。

また、被害想定を行い、地域住民を含めた消火訓練等を実施し、有事の際に迅速かつ的確な活動が実施できるように備える。

1 災害危険区域

災害危険区域は、大規模火災に可能性が高い次の区域をいう。

- ・ 木造家屋の密集地
- ・ 消防車両等の進入または消防活動が困難な区域
- ・ 消防水利が不足している区域

2 被害想定

被害想定は、その区域に火災等災害が発生した場合、最大規模の被害をもたらすこととなる状況を想定し行う。

また、被害をより軽減するために必要な諸条件について調査し、消火活動を点検する。

- ・ 地理・水利の状況
- ・ 消防車両等の部署体制、到着時間等
- ・ 災害活動を行う人員の確保
- ・ 現有消防用資機材等の状況
- ・ 想定被害の内容
- ・ 避難の方法及び住民への周知方法
- ・ 必要な人員、資機材の調達方法（応援要請を含む。）

第4章 教育訓練計画

第1節 教育

加美消防署における防災教育は、大崎地域広域行政事務組合消防本部職員研修規程により実施する。

消防団員の防災教育は、防災対策用パンフレットや消防活動マニュアル等の配布、また、消防演習や各種訓練の開催時に加美消防署に指導を依頼するなどにより、随時団員教育を行う。

また、消防団幹部等に対しては、宮城県消防学校に入学させ、教育を行う。

第2節 訓練

加美消防署の訓練は関係規則に基づき実施する。消防団の訓練は次により実施し、訓練内容等については幹部会議で策定する。

- (1) 基礎訓練は、規律訓練、操法訓練、車両訓練とし、消防演習や防災訓練時等において実施する。
- (2) 火災防ぎょ訓練は、建物火災防ぎょ訓練、林野火災防ぎょ訓練、その他の火災防ぎょ訓練とし、部隊運用及び消火技術の習熟、人命救助、指揮系統の確立、中継送水等に重点をおき、加美消防署と協議し年1回以上実施する。
- (3) 水災防ぎょ訓練は、水害等危険区域の巡視、水防工法訓練、浸水地域内水防訓練とし、技術の習得、情報伝達、避難誘導に重点を置き、県及び他の市町村等水防関係機関と協議しながら年1回以上実施する。
- (4) 救急救助訓練は、救助活動時には迅速かつ適切な処置が要求されるため、建物、その他物件の構造及び救助用資機材の使用法、また応急救護等について、加美消防署の指導、協力を得て実施する。
- (5) 総合防災訓練は、町民及び防災関係各機関・団体等の参加を得て、毎年6月12日の「県民防災の日」、9月1日の「防災の日」若しくはその前後に実施する。

訓練項目は、災害対策本部設置運用訓練、通信訓練、非常招集訓練、救出・救助訓練、応急救護訓練、緊急輸送訓練、火災防ぎょ訓練、広報訓練、避難誘導訓練、炊出し訓練、交通確保訓練、水防工法訓練とし、総合的かつ同時に実施することで、より実践的な訓練効果を高める。

また、住民の防災意識の高揚と自主防災組織の重要性を認識する機会とするとともに、訓練終了後反省会を開催し、町の防災対応能力の向上を図る。

第5章 災害予防計画

第1節 火災予防計画

1 現況

(1) 火災の原因

本町の気象状況は、毎年11月から5月にかけて強い風が吹き、空気も乾燥する日が多く、中でも3月から5月にかけては大陸からの季節風が奥羽山脈でフェーン現象を起こすため、火災が発生しやすい状況となる。

最近10年間の推移をみると平成15年の21件から平成24年には14件に減少しているものの、「放火及び放火の疑い」による火災も発生しており、死者も10年間で18名発生しており、ともに懸念される。

出火原因として春先の「火入れ」や「焚き火の不始末」が多く、「たばこ」、「コンロ」や「ストーブ」も依然としてあり、火の用心の呼びかけや火災予防についての周知徹底が重要であることを示している。

〔(Ⅱ)風水害等対策編 第2章 災害予防対策 第22節「災害種別毎予防対策」(P.105)参照〕

(2) 住宅密集地等の状況

本町における住家等の建築物密集地は次のように区分される。住宅の密集地では、建物が近接している、道路が狭い、水利の確保が難しい、冬季には道路の凍結積雪などにより、消防ポンプ車の進入や消火活動に困難をきたす場合もあり、気象等の状況によっては大規模火災となる恐れもある。

密集地に応じて消防ポンプ格納庫の設置、消火栓及び防火水槽等の消防水利の整備を行なっているが、住民による初期消火体制の確立、防火意識の啓発を図るとともに防火用水の確保、また避難場所の確保、建築物の耐火構造化の促進等、防災上の指導を徹底する。

【 住居家等密集地の状況 】

(平成26年4月1日現在)

番号	区分	区域名	世帯数	人口 (人)	消防団 分団	適用
1	市街地1	中新田地区、菜切谷、 上狼塚北	2,926	8,950	第1	公共施設商店街
2	準市街地1	四日市場宿、四日市場 沖の一部、下新田上下	293	1,472	第3	住宅地 農家集落
3	密集地1	四日市場沖	107	227	第3	農家集落
4	密集地2	雑式目	28	124	第3	農家集落

番号	区分	区域名	世帯数	人口 (人)	消防団 分団	適用
5	密集地 3	平柳	100	394	第3	住宅地
6	密集地 4	下狼塚・平柳の一部	44	344	第3	住宅地
7	密集地 5	上狼塚	78	337	第2	住宅地
8	密集地 6	下多田川	134	565	第2	農家集落
9	密集地 7	上多田川上	45	214	第2	山間集落
10	密集地 8	白子田	29	110	第2	山間集落
11	密集地 9	上区・中区・下区・北区	780	2,564	第4	公共施設商店街
12	密集地 10	西上野目・味袋・東上野目・原町	311	1,310	第5	農家集落
13	密集地 11	小瀬	112	478	第5	農家集落
14	密集地 12	下野目	98	406	第4	農家集落
15	密集地 13	漆沢	62	232	第5	山間集落
16	密集地 14	長清水	61	245	第5	農家集落
17	密集地 15	小野田城内	190	740	第4	住宅地
18	密集地 16	東鹿原	101	404	第4	住宅地
19	密集地 17	雷	48	204	第4	農家集落
20	密集地 18	門沢	48	183	第5	農家集落
21	密集地 19	月崎	47	207	第4	農家集落
22	密集地 20	上小路・下小路・上町・ 中町・下町・東町	570	2,028	第6	公共施設商店街
23	密集地 21	鳥屋ヶ崎	74	281	第7	農家集落
24	密集地 22	孫沢	31	131	第7	農家集落
25	密集地 23	米泉	95	337	第7	農家集落
26	密集地 24	大黒森	—	—	第7	住宅団地
27	密集地 25	沼袋	55	261	第7	農家集落
28	密集地 26	高田	—	—	第7	農家集落
29	密集地 27	小泉	114	475	第7	農家集落
30	密集地 28	鳥嶋	33	140	第7	農家集落
31	密集地 29	根岸	60	225	第7	農家集落
32	密集地 30	谷地森	—	—	第7	農家集落
33	密集地 31	本郷	63	260	第7	農家集落
34	密集地 32	鶯沢	26	124	第6	農家集落
35	密集地 33	柳沢	43	196	第6	農家集落
36	密集地 34	麓	—	—	第6	農家集落
37	密集地 35	旭	—	—	第6	農家集落
38	密集地 36	切込	46	172	第6	山間集落
39	密集地 37	寒風沢	24	83	第6	農家集落

※密集地区分の区域名は必ずしも行政区全域ではなく、建物が密集している範囲の区域を総称している。

2 火災予防対策の指導

火災の予防対策として、消防法及び大崎地域広域行政事務組合火災予防条例（平成 14 年 3 月 28 日条例第 9 号）に基づき、必要な命令及び指導を行う。

また、加美消防署、西部分署及び消防団とで適宜消防ポンプ車等による打鐘巡回を実施する。春秋の火災予防運動期間中は、消防団員が各家庭を訪問し、防火上の点検指導を行うとともに、火災の発生予防について注意を呼びかける。

(1) 火災発生が予想される行為者等

大崎地域広域行政事務組合消防本部の消防長及び消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者、または危険であると認める物件、若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者等に対し、次の事項について必要な措置をとるよう命ずる。

ア 火遊び、喫煙、たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止若しくは制限、またはこれらの行為を行う場合の消火準備。

イ 残火、取灰または火粉の始末。

ウ 危険物、または放置され若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去、その他の処置。

エ 放置され、またはみだりに存置された物件の整理または除去。

(2) 一般家庭等

ア 一般家庭

一般家庭に対し、風呂釜、暖房器具、厨房器具等の火を使用する設備についての知識を深め、器具の正しい取扱い方法等の指導を行うとともに、初期消火の徹底を図るため、消火器の設置及びその操作方法について指導する。

また、住宅火災による死傷者の低減を図るため、住宅用防災警報器等の設置促進を指導する。

さらに、地震による火災発生防止として、耐震自動消火装置または自動燃料供給停止装置等が設置された器具の使用について強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災予防、初期消火の重要性など防火思想の普及を徹底する。

イ 化学実験室、薬局等

学校の実験室、工場、薬局等における薬品類は、地震動に伴う落下により発火、爆発の危険性があるため、危険物容器等の保管、転落防止について指導する。

(3) 防火管理の徹底

学校、医療機関、工場、事業所、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理者に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の設置及び点検、防火訓練の実施等について指導を行い、自主的な消防体制の確立を図る。

なお、消防計画に定める事項の主なものは次のとおり。

- ア 自衛消防の組織
- イ 火災予防上の自主検査
- ウ 消防用設備等の点検、整備
- エ 通報、消火、避難等の訓練及び防火上必要な教育
- オ 火災、地震等災害時の消火活動、通報連絡、避難誘導の要領
- カ 防火管理について消防機関との連絡に関すること

(4) 民間防火組織の育成

火災による被害を軽減するためには初期消火が重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制が大きな力となる。そのため自主的な消防組織として、行政区ごとの自主防災組織や婦人防火クラブ、また地域、職場等のボランティア組織の結成と育成を推進するとともに、組織単位の訓練を実施または支援し、家庭、地域、職場等いずれの場所においても適切、有効な活動ができるよう指導を行う。

(5) 火災予防運動の実施

毎年3月、11月に行なわれる春・秋火災予防運動の期間には、火災予防のため広報活動や防火査察等諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及を行う。

3 文化財の火災予防

本町の貴重な財産である文化財を火災から守るため、火災予防を徹底する。

- (1) 文化財の所有者、または管理者等に対し、防火対策、消火体制、避難等について重点的に指導を行う。
- (2) 文化財の保護について住民に啓発活動を行うとともに、文化財が所在する周辺居住者や消防関係者に対しては文化財の認知に努め、より一層火災予防に注意するよう広報し、消火方法の訓練を行う。
- (3) 文化財の指定はされていないが、本町の貴重な歴史的建造物や文書、遺品等の所有者、または美術館等の管理者に対しても同様に指導する。

本町の国及び町指定の文化財等は次のとおり。

・文化財

名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日等
松本家住宅	1棟	字南小路	柴生哲郎	昭和46年 国重要文化財
茅葺民家	1棟	宮崎字裏一番37	町長	町指定文化財
大宮寺山門	1棟	字上野目大宮7番地	大宮 信彦	町指定文化財
飯豊神社本殿	1棟	字麓山1番地7	船形 清彦	町指定文化財

・天然記念物

名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日
神木	2本	四日市場	鹿島神社	昭和53年3月31日
河岸端		四日市場	加美町	〃
シダレヒガン桜	1本	菜切谷	広原神社	昭和51年10月1日
御衣香桜	1本	西田 さわざくら公園	加美町	〃

・工芸品

名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日
内出道満の太刀	1振り	四日市場	鹿島神社	昭和53年3月31日

4 新改築時の火災予防

- (1) 住家等の新築・増改築時での建築確認申請時には、建築基準法の遵守について指導するとともに、住宅用防災警報器等の設置促進についても指導する
- (2) 密集地における大規模火災の防止策として、新築時には耐火・耐震建築物への転換、改築時には不燃材の使用等について奨励する。
特に、延焼阻止線となる道路沿いに面する住家等の新築に当たっては、延焼阻止について理解を求め、空間の確保及びより耐火性の優れた建築物への誘導等に努めるものとする。
- (3) 避難所となる公共建築物の改修及び新築に当たっては、安全で利用しやすい施設・設備とするとともに、耐火性及び耐震性を十分考慮し建設する。

第 2 節 火災予防査察

加美消防署は、火災予防上危険と思われる住宅、防火対象物、危険物製造所等に対し、大崎地域広域行政事務組合予防査察規程（以下「予防査察規程」という。）の規定により、計画的に予防査察を実施し、防火管理の指導及び消防用設備等の改善勧告を行う。

査察は、定期査察、特別査察、重点査察及び確認査察とし、査察事項は火災予防及び火災に関連する人命危険の排除を主眼として実施する。

1 査察実施要領

査察の実施については、予防査察規程 2 条から第 2 4 条の規定に基づき実施し、その実施主体は加美消防署長とする。

2 査察の種別

ア 定期査察

査察対象物を定期的に実施する査察。

イ 特別査察

消防事象の変化等に対応するため、特に査察の必要があると認められる査察対象物について実施する査察。

- ・ 祭礼及び催し物等が行われるとき。
- ・ 査察対象物の関係者から査察の要請があったとき。
- ・ 消防長から特別査察の実施について通知または指示があったとき。
- ・ その他特に必要があると認めたとき。

ウ 重点査察

査察対象物の火災予防上必要な特定事項について重点的に実施する査察。

- ・ 防火管理等に係る基本的な事項の是正指導上、必要があると認められるとき。
- ・ 重大または悪質な違反があり、火災予防上必要と認められるとき。
- ・ 消防長から重点査察の実施について通知または指示があったとき。
- ・ その他特に必要があると認めたとき。

エ 確認査察

立入検査結果通知書、消防用設備点検結果報告書または防火対象物点検結果報告書の結果、改修（計画）報告書の提出または指導書を交付した場合に、改善の確認を行う査察

- ・ 改修（計画）報告書による改修期限が到来したとき。
- ・ 消防法第 1 7 条第 3 項に規定する指導書による改修期限が到来したとき。
- ・ その他特に必要があると認めたとき。

消防法施行令第6条別表第1（消防法第17条第1項）

（平成25年10月末日現在）

項	施設名	施設数
1	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場	5
	ロ 公会堂または集会場	34
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	3
	ロ 遊技場またはダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗	
	ニ 個室利用役務提供店舗	
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	23
	ロ 飲食店	
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場	43
5	イ 旅館、ホテルまたは宿泊所その他これらに類するもの	10
	ロ 寄宿舎、下宿または共同住宅	84
6	イ 病院、診療所または助産所	14
	ロ 短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 救護施設、乳児院、知的障害児施設、障害者支援施設等	10
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター 介護老人支援センター、厚生施設、助産施設、保育所、児童養護施設 知的障害児通園施設等	17
	ニ 幼稚園または特別支援学校	6
7	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	35
8	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	5
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	3
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場	
11	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	14
12	イ 工場または作業場	192
	ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ	
13	イ 自動車車庫または駐車場	16
	ロ 飛行機または回転翼航空機の格納庫	
14	倉庫	176
15	前各号に該当しない事業場	176
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	29
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	16
16-2	地下街	
16-3	建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	

項	施設名	施設数
17	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財に指定され、または旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	4
18	延長50m以上のアーケード	
19	市町村長の指定する山林	
20	総務省令で定める舟車	
	計	915

3 査察結果の通知

査察終了後は、予防査察規程第16条の規定により、その結果を立入検査結果通知書に記載、関係者に交付する。

また、消防署長は査察の結果特に必要があると認めるときは、関係者に対し指示書を交付する。

第3節 風水害等の予防計画

本町における風害は春先と台風時に強風が吹き、鳴瀬川河川敷の砂塵公害や、農作物、ビニールハウス、果樹、樹木等に被害をもたらしている。

また、強風時には大規模火災となる可能性が非常に高いため、必要と認めるときは加美消防署、消防団による警鐘及び火の用心の呼びかけ等を行い、注意を喚起する。

水害予防については、「加美町水防計画」に基づき実施するが、次の水害危険区域の巡視を行い、住民や防災関係機関、町及び県の水防本部等に必要な情報を伝達する。

1 重要水防区域

町内の河川で、特に水防上警戒または防ぎよに重要性を要する区域として、次の区域が知事管理河川の重要水防区域個所に指定されている。

河川名	重要水防個所			地域名	評価基準		予想される危険	対策水防工法
	左右岸	現況	延長		種別	基準		
多田川	左・右	有堤	1,200m	大崎市要害 加美町下狼塚	堤防高	B	越水	積み土のう

※評価基準のAとは水防上の最も重要な区間で、計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える個所、または既往洪水流量（2～3年に1回）の水位が現況の堤防高を越えたたびたび氾濫の実績がある個所。評価基準Bは水防上重要な区間で、計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない個所、または既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位が現況の堤防高に比して、若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な個所とされている。

2 消防団の担当区域

河川ごとの消防団（水防団）の担当分団は、おおむね消防団の各担当区域と同様とする。

消防団長（水防団長）は、状況に応じて、各分団の担当水防区域を変更、若しくは他の分団の水防作業を応援させるなど、適切な措置を講ずる。

河川名	区域（位置）	延長	担当分団	集合場所	責任者
鳴瀬川・田川	田川橋上流から合流点付近（左岸）		第1分団	ポンプ格納庫	分団長
鳴瀬川	鳴瀬橋下流（左右岸）		第3分団	々	分団長
々	長谷川との合流点（中島）		第4分団	々	分団長
多田川	山田橋付近		第2分団	々	分団長
々	高川橋上流（左右岸）		第3分団	々	分団長
名蓋川			第2、3分団	々	分団長
長谷川	長谷川橋付近（左岸）		第4分団	々	分団長
々	々（右岸）		第4分団	々	分団長
大滝川	川前（左岸）		第4分団	々	分団長

上記以外の河川等は所属する各分団の受け持ちとする。

第6章 警報発令伝達計画

第1節 気象警報等の発令、解除及び伝達周知

火災等に関する必要な警報等の伝達及び解除は、加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節「防災気象情報の伝達」（P.114）に基づき行う。

消防法に基づき、仙台管区気象台長が知事に対して行う気象通報は次のとおり。

1 火災気象通報

仙台管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、その状況を直ちに知事に通報する。

2 火災気象通報の基準

火災気象通報の基準は、おおむね次のとおりとされている。

- (1) 最少湿度45%以下、実効湿度65%以下で、平均風速7 m/s 以上の見込みのとき。
- (2) 最少湿度35%以下で実効湿度60%以下の見込みのとき。
- (3) 平均風速13 m/s で（江ノ島、北～東南東18 m/s）以上の見込みのとき。

ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないこともある。

3 大崎地域広域行政事務組合

大崎地域広域行政事務組合の管理者は、上記の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

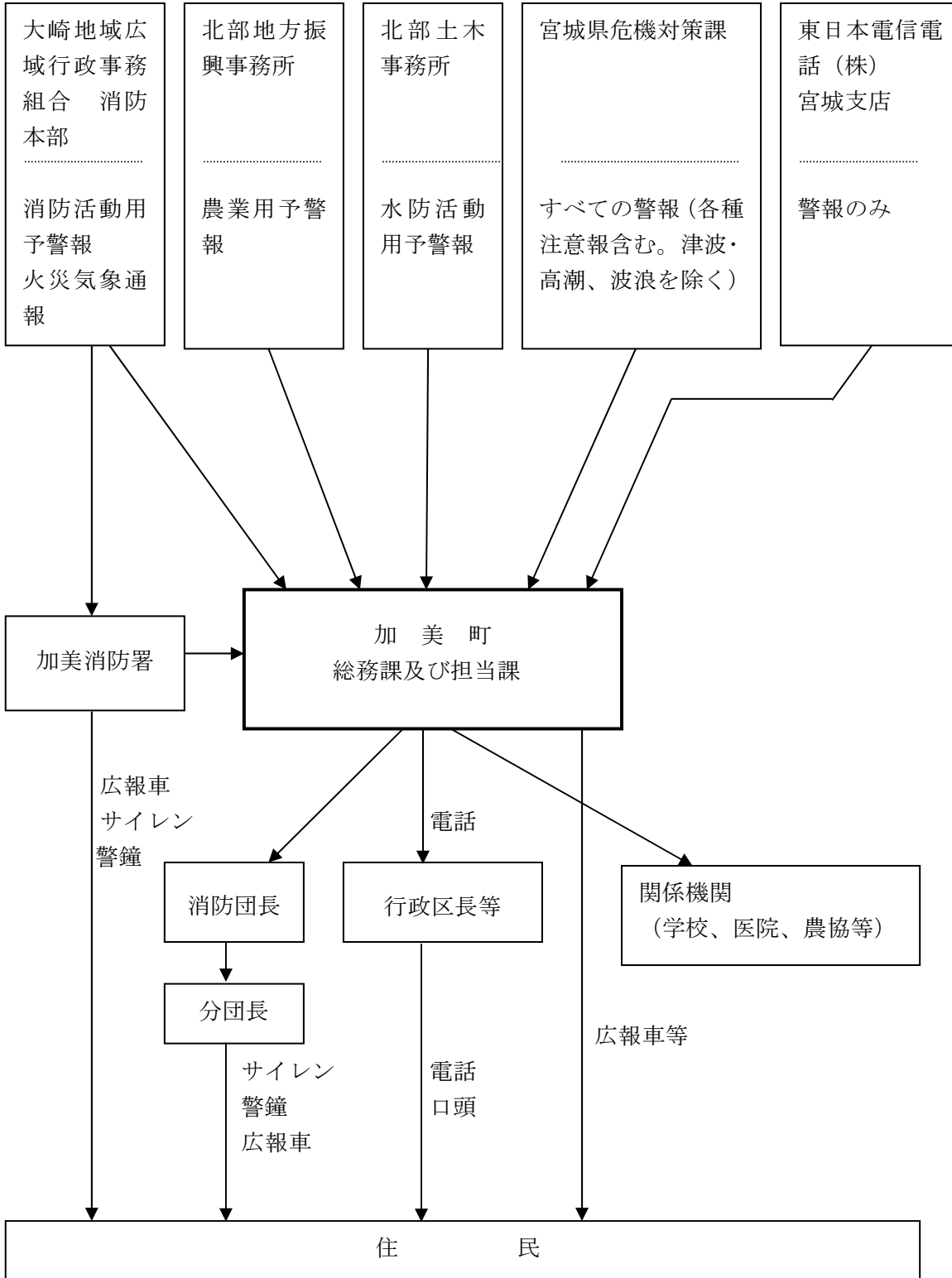
第2節 その他の警報の伝達周知

大雨、暴風、洪水、水防警報については、気象業務法及び水防法に基づき仙台管区气象台、東北地方整備局、県土木部が発表し、県の危機対策課及び北部土木事務所等を通じて町に伝達される。また、報道機関を通じて住民に伝えられる。

町（総務課）は、必要と認められる警報等は、行政区長、消防団長、関係機関に連絡し、周知について依頼するとともに、広報車等により住民に周知する。

農業用予警報、その他の情報で必要と認められる情報の伝達及び周知についても同様に行う（担当 農林課）。

気象等警報の伝達経路



第7章 情報計画

第1節 情報の収集

町長は、火災等の災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、町職員、各行政区長及び消防団の情報調査連絡員等により情報の収集を行う。

1 情報の収集

(1) 町職員による調査

総務課長は、町職員による災害情報の収集及び被害の状況調査を行う。調査は、次のとおり。各課において分担する現地調査と関係機関及び団体の協力を得て情報の収集を行い、調査結果は別に定める調査様式にまとめ総務課長に報告する。調査に当たっては、詳細かつ正確な状況の把握と迅速な報告に留意するとともに、災害状況の推移等に伴う情報の混乱を避けるため、情報を把握した時刻を必ず記入する。

【資料編】P.273 6-03-04「災害概況即報及び被害状況報告様式」

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、及び応急対策の実施状況等の総括 ・通信・電力施設等の被害 	総務課長	情報調査連絡員 防災関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・固定資産等の被害 	税務課長	情報調査連絡員
<ul style="list-style-type: none"> ・農林業及び商工業関係の被害 	農林課長 商工観光課長	情報調査連絡員 加美よつば農協 各土地改良区 大崎森林組合 商工会
<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、がけ崩れ、河川等土木関係の被害 	建設課長	情報調査連絡員 防災関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・水火災等による被害 ・公園（避難場所）の被害 	建設課長 総務課長	情報調査連絡員
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉関係の被害 ・保健、医療施設関係の被害 	保健福祉課長 福祉センター所長	社会福祉施設の長 情報調査連絡員
<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設関係の被害 ・下水道施設関係の被害 	上下水道課長	情報調査連絡員
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育、社会教育施設、文化財関係の被害 	教育総務課長 生涯学習課長	校長 各施設の長

(2) 自主防災組織（行政区長等）による調査

災害が発生した場合に区長を中心とした自主防災組織は、地域の災害情報を収集し、町に連絡する。

報告は、小野田・宮崎支所または総務部（総務課）に連絡することとし、可能な限り被災現場の確認に努め、詳細な情報の収集・伝達に努めるものとする。

(3) 消防団による調査

消防団の部長及び班長を災害情報調査連絡員に当てる。

消防団の部長等は、詳細な現場情報の把握に努め、分団長及び総務部（総務課）に連絡する。

2 災害情報の内容

火災防ぎょ活動等応急対策活動を実施する上で、必要な情報は次のとおり。

情報調査連絡員は、速やかに町の総務課に連絡を行う。

(1) 事前の情報

- ・ 消防機関等の出動可能人数、防災資機材の現況
- ・ 気象等に関する情報
- ・ 災害発生のおそれがある異常な自然現象

(2) 災害発生直後の情報

- ・ 人命の危険性の有無及び人的被害の発生状況
- ・ 火災等の発生状況、延焼等の危険性に関する情報
- ・ 住民の避難状況
- ・ 道路交通の状況
- ・ 被害の状況（人的・住家・その他の被害）
- ・ 応急対策活動の実施状況
- ・ 河川の増水、がけ崩れ、山くずれ、その他の災害発生のおそれのある状況
- ・ その他の応急対策を実施するために必要な情報

(3) 被害に関する情報

- ・ 人的被害の状況及び救出、行方不明者に関する情報
- ・ 住宅被害及び火災等の状況
- ・ 応急対策活動の実施状況
- ・ 交通事情

また、住民は、災害発生が予想される異常な現象を発見したときは、または災害発生の事実を知ったときは、直ちに次に掲げる関係機関に通報する。

警察官、消防署員等は、住民等から異常現象等の通報を受けたときは、速やかに町長（総務課長）に通報する。

異常現象等の区分	通報先及び電話番号	
気象に関する事項— 竜巻、降雹等の異常気象 地象に関する事項— 頻発地震、異常音響、地変	加美町役場 小野田支所 宮崎支所 加美警察署	0229-63-3111 0229-67-2111 0229-69-5111 0229-63-2311 または 110
火災、ガス漏れ等臭気の発見	通報先及び電話番号	
災害の発生を知ったとき、または災害が 発生するおそれがある異常現象を知った とき	加美町役場 小野田支所 宮崎支所 加美警察署 加美消防署	0229-63-3111 0229-67-2111 0229-69-5111 0229-63-2311 または 110 0229-63-2003 または 119

第2節 情報の報告及び連絡

災害の状況及び被害状況について県危機対策課、北部地方振興事務所、その他の関係機関に報告する必要があるため、あらかじめ各課の連絡責任者及び連絡先を次のとおり定める。

県（危機対策課）に対する被害状況報告は、別に定める様式により総務課長が行う。

連絡担当課	責任者名		連絡先	
	正	副	機関名	電話番号
総務課	課長	課長補佐	県北部地方振興事務所 総務班 大崎地域広域行政事務組合消防本部 県危機対策課 防災対策班 F a x	0229-91-0716 0229-22-2351 022-211-2375 022-211-2398
建設課	課長	課長補佐	県北部土木事務所 建設第二班	0229-91-0748
農林課	課長	課長補佐	県北部地方振興事務所 農地整備第一班	0229-91-0722
保健福祉課	課長	課長補佐	県大崎保健福祉事務所 総務班	0229-91-0707
教育委員会	課長	課長補佐	県北部教育事務所	0229-91-0738

【資料編】 P. 273 6-03-04 「災害概況速報及び被害状況報告様式」

第3節 広報及び記録

災害における情報の混乱を避けるため、住民及び防災関係機関等に対する広報は、総務課が統括し、企画財政課とともに周知する。

広報は、役場及び消防団の広報車を中心に、加美消防署、加美警察署等の関係機関の協力も得て行い、併せて地域住民に対し、広報板、標識等の設置、また区長等行政区役員を通じ周知徹底する。

区長等に対しては、電話またはファクシミリ、文書等により連絡を行う。

防災対象物の所有者等、その他の関係団体には、直接口頭または電話、文書等により広報する。

1 広報先

災害に関する広報は、次により行う。

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
一般住民及び被災者等	総務課長	企画財政課長	広報車、拡声器、チラシ等、掲示板、サイレン、警鐘、電話、口頭
防災関係機関			電話、F a x、行政無線、文書、口頭
庁内各課			庁内放送、電話、口頭
報道機関			電話、F a x、文書、口頭

《防災関係機関に対する広報及び連絡は、関係課・所等の協力を求め、併せて情報の交換を行う。》

防災関係機関名	連絡先	電話番号
加美警察署	警備課長	0229-63-2311
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	消防課長	0229-22-2351（直通 24-4238）
加美消防署	署長	0229-63-2003
加美町消防団	団長	0229-63-5264（総務課 危機管理室）
加美町交通安全指導隊	隊長	0229-63-5264（総務課 危機管理室）
加美町防犯指導隊	隊長	0229-63-5264（総務課 危機管理室）
北部地方振興事務所	所長	0229-91-0716（総務班）
北部土木事務所	所長	0229-91-0748（建設第二班）
北部教育事務所	所長	0229-91-0738（総務班）
大崎地方ダム総合事務所	所長	0229-63-2845
漆沢ダム管理事務所	所長	0229-67-3311

防災関係機関名	連絡先	電話番号
北部地方振興事務所	所長	0229-91-0722（農地整備第二班）
大崎保健福祉事務所	所長	0229-91-0707（総務班）
東北電力（株）古川営業所	所長	0229-24-9041
東日本電信電話(株)宮城事業部	室長	022-269-2248（災害対策室）
加美よつば農協中新田支店	支店長	0229-63-3761
加美よつば農協小野田支店	支店長	0229-67-3111
加美よつば農協宮崎西部支店	支店長	0229-69-6111
鳴瀬川土地改良区	理事長	0229-52-2063（大崎市）
大崎土地改良区	理事長	0229-63-1277
加美郡西部土地改良区	理事長	0229-67-2305
大崎森林組合	組合長	0229-72-1412（大崎市）

2 広報の要領

災害広報の要領は次のとおりとする。

- (1) 町の広報は、すべて総務課長（広報統括者）を通じて企画財政課が行う。
- (2) 総務課長は、各課長等や防災関係機関と密接に連絡を保ちながら、正確な情報の把握に努め、企画財政課は、その情報を住民に対しあらゆる手段を用いて周知徹底する。
- (3) 災害広報における重点事項は次のとおり。
 - ア 気象予警報等及び災害の状況
 - イ 防災関係機関の対策状況及び活動状況
 - ウ 住民の防災措置に関する必要事項
 - エ 避難及び食料等の供給に関する事項
 - オ 危険区域及び警戒区域、交通規制等の設定状況
 - カ 交通、通信、電力、上下水道、ガスその他ライフライン等の状況
 - キ 治安、警備等の状況
 - ク 住民の士気高揚、相互扶助及び協力に関する事項
- (4) 報道機関等への被害状況及び災害に関する情報の発表は次のとおり。
 - ア 発表資料は総務課長がとりまとめ企画財政課長が発表する。
 - イ 発表に当たっては、可能な限り日時、場所、内容、目的等を各報道機関に事前連絡し行う。

3 記録

総務課長及び企画財政課長は、災害に関する資料の収集に努める。特に、災害救助法、激甚災害等の助成申請、または県等への報告、本町における災害記録の作成等に留意しながら、写真及び図画等関係資料の収集、作成を行う。

第 8 章 火災警防計画

第 1 節 消防職員及び消防団員の招集及び出動

加美消防署長は、大崎地域広域行政事務組合消防活動規程（平成 13 年 3 月 14 日大消本訓令乙第 1 号）に基づき消防職員の出動命令を行うとともに、火災等の状況の変化及び拡大に備え、必要人員を確保する。

消防団長は、町長の命令を受け、消防団員を招集する。招集連絡は、消防団長の指示のもと、消防団幹部（分団長・部長等）または招集サイレン等を通じて招集する。

（1）気象警報・火災気象通報等の発令時

火災に係る気象警報及び火災気象通報等が発令された時は、火災発生に伴い大規模火災になるおそれがあるため、消防署長及び消防団長は、消防職員・消防団員との連絡体制を密にし、必要と認めるときは所要の署、消防団集結場所等に待機させ、迅速に対応する。

（2）通常火災発生時

火災が発生した時の招集は次による。

ア 消防署 加美消防署長は当直職員を出動させ、火災防ぎょ活動を行う。

イ 消防団 消防団長は火災発生区域を管轄する分団の消防団員を招集し、火災防ぎょ活動を行う。火災に拡大が予想される場合は、他の分団に対しても招集連絡を行う。連絡は、各分団長、部長または班長を通じ、電話等により団員に連絡する。サイレンを吹鳴し団員を招集・出動させる。

ウ 警備員 役場の宿日直警備員は、住民等から火災発生の通報または消防署等から火災の発生連絡を受けたときは、通報者氏名、火災発生場所、火災の種類、状況等を確認し、直ちに消防団の幹部及び担当分団の部長、総務課長及び消防主任等に連絡する。また総務課長にサイレン吹鳴の伺いを取る。

（3）非常火災発生時

大規模火災が発生した時（非常火災時：異常気象下または消防危険区域から発火し災害の拡大が予想される場合）、または延焼拡大が予想されるときは、加美消防署及び消防団は、消防職団員の全員を招集する。サイレンを吹鳴し招集する。

第2節 警戒

火災等災害に対する警戒活動は次により行い、災害の状況等について総務課に随時通報する。

1 火災に関する警報等の発令

仙台管区気象台長が暴風警報、火災気象通報、特別警報等が発令され、必要と認めるときは、加美消防署長は、大崎広域行政事務組合消防活動規程に基づき、警戒にあたる。

また、火災に関する警報が発令されたときは、消防法第22・23条及び大崎地域広域行政事務組合火災予防条例第29条の規定に基づき、火の使用制限を行う。

総務課長は、火災に関する警報等が発令されたとき、または必要と認めるときは、消防団長に連絡し、警戒にあたるとともに、広報車等を活用し、住民に注意を喚起する。

消防団の各分団は、消防団長の指示のもとそれぞれ出動準備態勢をとり、分団長の指揮により警戒活動を行い、警報等の解除までその任にあたる。

警戒活動の内容は、消防団及び役場の広報車等による打鐘巡回、拡声器等による火の用心及び災害に対する備えの呼びかけ等を行う。

2 災害時の警戒

火災が発生し、延焼拡大する可能性が高い場合で必要と認められるときは、消防団長は、加美消防署長の指揮の下で、飛び火警戒、住民の避難・誘導にあたる。

災害が発生するおそれがあるときは、加美消防署長及び消防団長は、独自若しくは関係機関との合同で警戒隊、巡視隊等を編成し警戒にあたる。

また、消防団長は必要と認めるときは、現場での応急対策活動にあたる消防団員以外の消防団員と地元住民等により補助隊を編成し、警戒にあたる。

3 届け出時の警戒

「火災とまぎらわしい煙、又は火災が発生するおそれのある行為」、「煙火の打上げ、又は仕掛け」、「劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催」（大崎地域広域行政事務組合火災予防条例第45条の規定による届出）の届出があった場合、必要な人員を招集し警戒を実施するものとする。

第 3 節 出 動

1 偵察出動

加美消防署長は、火災に関する真偽不明の通報、または火災とまぎらわしい怪煙を知ったときは、偵察出動を行い、状況確認を行う。

総務課長は、加美消防署と密接な連携を保ちながら、職員による状況確認を行うとともに、最寄りの住民に電話等で状況の把握を行う。

2 火災出動

消防車が火災現場に出動するときはサイレンを用い、火災現場から引き揚げるときの警戒信号は、鐘または警笛のみとする。

(1) 通常火災時

ア 大崎地域広域行政事務組合消防活動規程第 2 2 条に基づき出動する。

第 1 出動 火災指令により直ちに出動する。

第 2 出動 次の場合に出動する。

(イ) 学校、工場、事業所等の大規模建築物及び 3 階以上の建築物

(ロ) 非常配備時、特別警戒中において火災が発生した場合

(ハ) 管轄署長の要請により出動する。

(ニ) その他消防長の命により出動する。

第 3 出動 火災の拡大が予想される場合に消防長の命により出動する。

特命出動 火災の特殊状況等により、消防長の特命または火災地の管轄署長の要請に基づいて、消防長の命により特車隊その他の全消防機関、消防隊が出動する。

イ 消防団

町長（担当、総務課長）は、火災等災害が発生した旨の通報及び連絡、若しくは覚知した場合には、速やかに担当職員を現場に派遣するとともに、消防団長、発生地区の各担当部長等に出動連絡を行う。

消防団の出動は、「加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 219 号）第 8 条及び加美町消防団規則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 128 号）」により、町長の命を受けた消防団長の招集によって出動し、火災防ぎょ活動に従事する。ただし、招集連絡を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、部長等に連絡の上、直ちに活動し、消防署長等現場指揮者の指示を受け防ぎょ活動に従事する。

消防団の担当区域はおおむね次によるが、消防団長は状況により、担当区域外の分団の出動を命じ所要人員を確保する。

- | | |
|-----------------|------|
| ・ 中新田地区の火災等 | 第1分団 |
| ・ 広原地区の火災等 | 第2分団 |
| ・ 鳴瀬地区の火災等 | 第3分団 |
| ・ 東小野田・鹿原地区の火災等 | 第4分団 |
| ・ 西小野田地区の火災等 | 第5分団 |
| ・ 宮崎地区の火災等 | 第6分団 |
| ・ 賀美石地区の火災等 | 第7分団 |

なお、出動する場合の注意事項は次のとおり。

- ・ 定められた服装による出動すること
- ・ 自班の消防ポンプを搬送すること
- ・ 出動途中の交通事故の防止に留意し、現場指揮官の指揮命令に従って行動すること

(2) 非常火災時

非常火災時（大規模火災等が発生または発生するおそれがある場合）は、加美消防署長及び消防団長は、全職・団員の出動を命ずる。

第4節 火災防ぎょ活動

大規模火災時の防ぎょ活動は、町の災害対策本部等との連絡を密にしながら、加美消防署長の指揮の下、消防署及び消防団とが総力を挙げ実施する。

(1) 加美消防署は、大崎地域広域行政事務組合消防活動規程に基づき、消防団は、加美町消防団規則に基づき現場活動にあたる。

火災防ぎょ活動にあたっては、消防署及び消防団が密接に連携し、消防隊として最大の効果を発揮し、被害を最小限に止めることに努めなければならない。

消防団員は火災現場にあつては、次の事項を遵守し火災防ぎょ活動に従事する。

- ・ 消防団長または消防団幹部の指揮下で活動する。
- ・ 消防団長が、消防署長を指揮者に決定した場合は、消防署長またはその命を受けた消防職員の指揮に基づき火災防ぎょ活動を行う。
- ・ 消防作業は真しに行う。
- ・ 各分団は相互に連絡、協調する。

(2) 災害現場においては、人命救助を最優先とし、要救助者の救出救護活動及び住民の避難誘導等について、指揮者の指示により迅速かつ確実に行動する。

(3) 消火作業にあたっては、延焼拡大の阻止及び防止を主眼とし、目前の消火作業のみにとらわれ、予測しない局面に拡大させることのないよう留意する。

(4) 住宅密集区域での火災では、第1到着隊が火災鎮火にあたり、後着隊は、火災の状況を判断し、延焼拡大の危険性が高いときは、延焼阻止に重点を置き部署するとともに、現場指揮者の指示を受け消火作業を行う。

(5) 現場最高指揮者は火災状況の迅速な把握に努め、大規模火災となるおそれがあると認めるときは、大崎地域広域行政事務組合消防本部に対し速やかに第2、第3出動の要請を行うとともに、町の災害対策本部等に応援の要請依頼を行い、防ぎょ体制を整える。

(6) 大規模火災時には、先着到着隊は機を失せず応援要請をなすことを原則とし、水利が遠方であっても万難を排し、給水または中継送水に努める。また、各隊の指揮者は単独行動を厳に慎み、上級指揮者の命により、他隊と密接な連携を保ちながら全体的に包囲隊形をとり火災防ぎょにあたる。

強風時には、風上及び風横部隊に消火の重点を置き、風下の道路・空き地・公園・河川等を延焼阻止線とし、未燃焼建物に予備注水を行いながら、延焼阻止にあたる。

必要な場合には建物の局部破壊等も併用し、効果的な防ぎょ活動を行う。

第 5 節 通 信

1 消防団への連絡体制

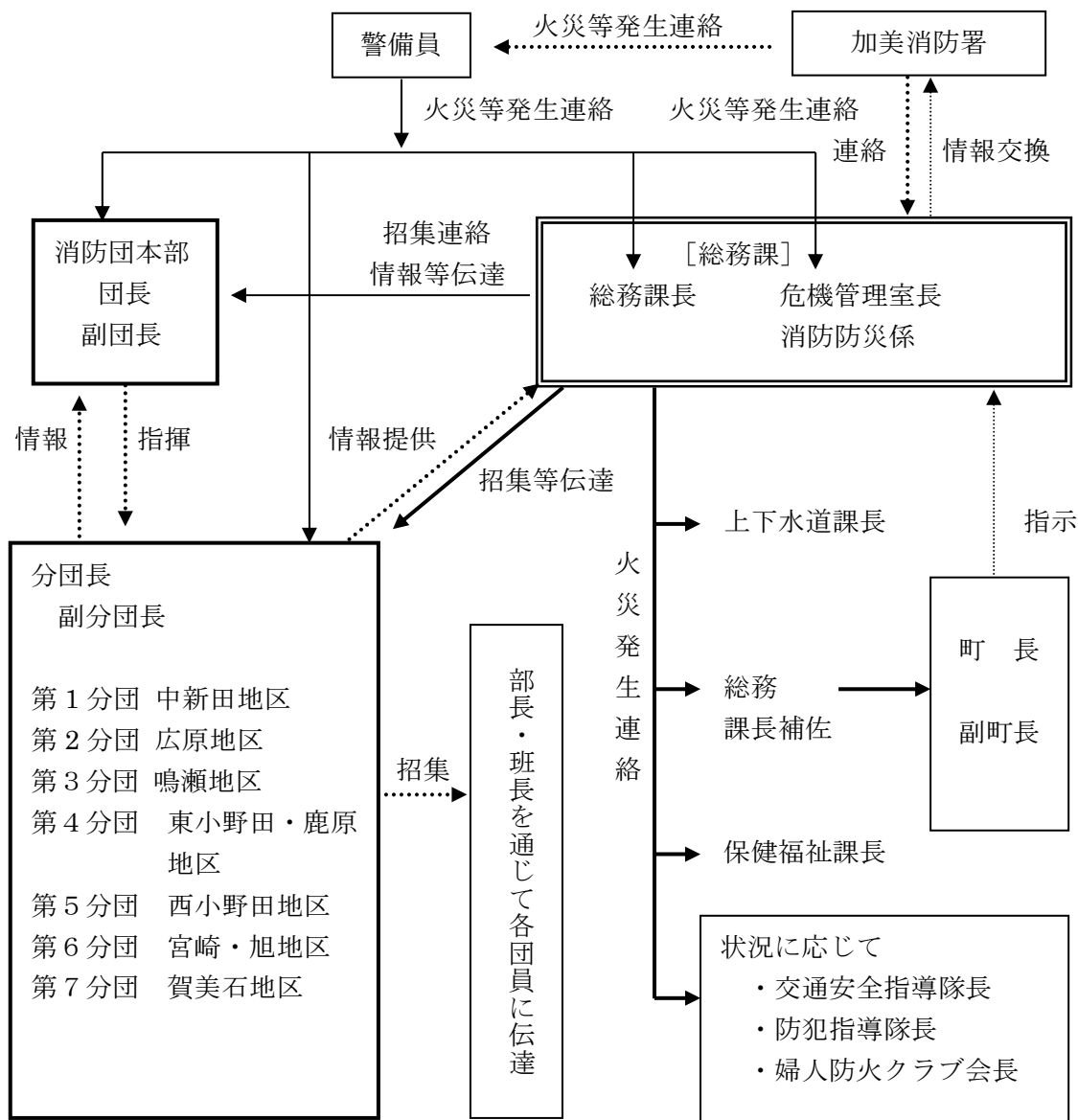
消防団に対する火災発生時の通信連絡体制（平常時）は次のとおりとする。

これは、役場の勤務時間外における通信連絡経路で、勤務時間内においてもこれに準じる。

消防団への火災（災害）発生時の連絡体制

※勤務時間外における連絡体制で、勤務時間内においても、これに準じる。

- 勤務時間外 警備員の連絡先 →
- 勤務時間内 総務課の連絡先 →

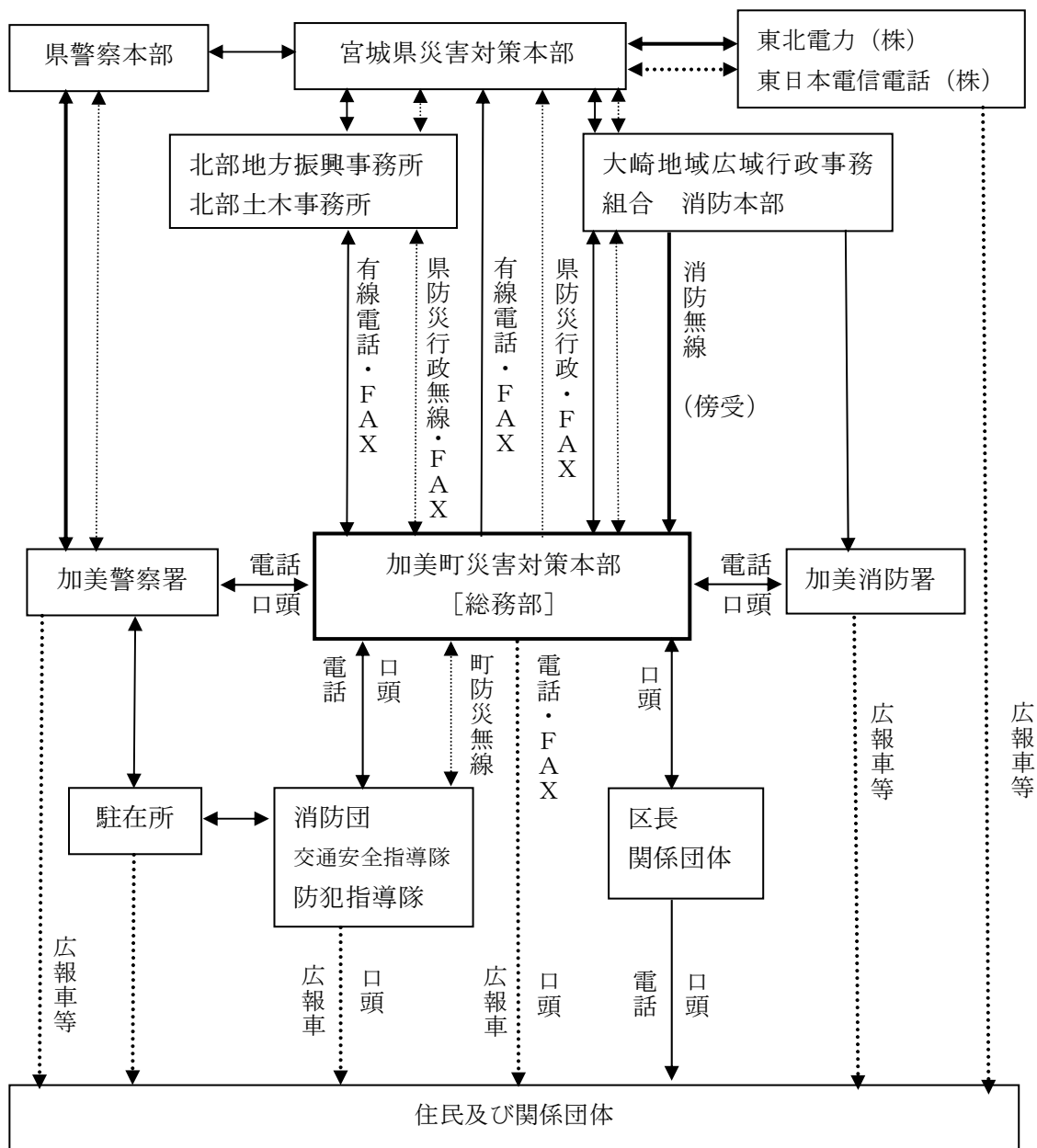


2 防災関係者との連絡体制

大規模火災等災害時における防災関係機関相互の通信経路及び通信手段は次のとおり。
 防災関係機関への災害情報の収集・伝達は、有線電話（NTT）を中心に行うが、住民
 に対してはあらゆる手段を用いて周知徹底に努める。

防災関係機関等への通信経路

[→有線電話無線電話 → 専用電話 広報車・口頭等]



第9章 水害等警防計画

水害の警防計画については「加美町水防計画」に基づいて行う。水防管理者である町長は、洪水等により水防活動が必要であると認めるときからその危険が除去されるまで、水防本部（本部長 町長）を設置し水防活動にあたるが、その場合の非常配備は次のとおり。なお、水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合される。

1 水防本部職員の非常配備

水防事務にあたる職員等は、水防本部の業務開始の指令を課長等（本部員）から受けたときは、直ちに水防本部（役場内）または課長等が指示する場所に参加する。

職員の配備体制は次のとおり。

(1) 第1 配備体制（警戒配備）

少数の職員で、主として情報の収集にあたり、事態の推移によっては直ちに本部職員の招集、その他の活動ができる体制とする。

(2) 第2 配備体制（特別警戒配備）

所属課員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生したときは、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

(3) 第2 配備体制以後の体制については災害対策本部を設置して対策にあたる。

2 消防団に対する非常配備

消防団は、水防本部組織の中で団長が水防本部員、消防団は水防班に位置づけられる。また、消防団は水防団としての役割を担っている。配備体制は次のとおり。

(1) 待機

消防団長は、副団長等を水防本部（災害対策本部）等に詰めさせ、水害等の状況把握に努めるとともに、一般団員に対し、直ちに準備段階に移れるよう態勢を整える。

(2) 準備

消防団の分団長等は指定の場所に集合し、水防用資機材の調達、機械器具の整備、点検等を行うとともに、水防作業の配備計画を立てる。また、消防団員に出動態勢をとるよう命ずるとともに、一部団員を水こう門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある個所へ派遣、堤防等の巡視のため出動させる。

(3) 出動

消防団の全員が分団長の指揮の下、所定の場所に集合し、警戒配備につくとともに、水防活動を行う。

(4) 解除

消防団長は、水防活動の終了を知らせ、出動を解除する。

第10章 避難計画

火災等における住民の避難対策は、加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 「避難活動」（P.183）により行う。

避難の種別、避難方法等は次のとおり。

1 避難の種別

町長（担当 総務課）は、住民や滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、区域住民に対し速やかに避難の勧告、指示等を行う。

種 別	発 令 基 準
避難準備情報	1 気象予警報が発表され、災害時要援護者を早期に避難させるとともに、一般住民等が事前に避難準備することが適当であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、災害時要援護者を早期に避難させるとともに、一般住民等が事前に避難準備することが適当であるとき。
避難勧告	1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時
避難指示	1 避難勧告時より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時 2 災害の危険を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。

※「避難準備情報」は、災害時要援護者及び一般住民等が避難に要する時間を考慮し、時間的な余裕をもって発令するもの。

2 避難勧告等の内容

避難の勧告を行う場合は、次の事項を明示して実施する。また避難の勧告または指示を行った場合には、住民に周知徹底するとともに、警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- ・ 避難対象地区
- ・ 避難先
- ・ 避難経路（必要に応じ）
- ・ 避難の勧告または指示の理由、及び発令日時

3 避難勧告等の伝達

- ・ 町、消防署、警察署、消防団等の広報車による伝達、周知
- ・ サイレン、鐘による伝達、周知
- ・ 電話、特使等による伝達
- ・ 関係者による直接口頭または拡声器による伝達
- ・ 状況に応じ、テレビ・ラジオ等の報道機関に要請し周知

4 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたって次の事項を住民に周知する。

- (1) 戸締り、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にする。
- (2) 携行品は必要最小限のものにする。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、・携帯ラジオ、毛布、現金等)
- (3) 服装はなるべく軽装(帽子着用)とし、必要に応じ雨具、防寒着等を携行する。
- (4) 名前、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用または携行する。

5 避難方法

(1) 避難の誘導

避難の勧告・指示等を行った場合の誘導は、次により行う。夜間時には照明を確保するなどにより適切に誘導する。

ア 自主避難する住民の誘導は、町職員及び交通安全指導隊、防犯指導隊があたり、住民の協力を得ながら誘導する。

イ 各地区ごとに集団避難する場合は、当該地区の消防団員、行政区長または自主防災組織等が誘導を行い、誘導責任者は、当該地区の消防団幹部(班長以上)とする。

ウ 危険区域及び避難場所には警察官及び町職員、消防団員を配備し、適切に誘導する。なお、必要に応じ加美警察署に、避難場所及び危険区域の警戒、誘導の応援要請を行う。

(2) 避難の順位等

ア 住民の避難にあたっては障害者、高齢者、幼児等災害要援護者を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区住民の避難を優先する。

ウ 自主避難する場合はできる限り徒歩によることとするが、自力で避難できない場合または避難途中に危険がある場合、若しくは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

第11章 救急救助計画

救急救助活動は、加美町地域防災計画（Ⅱ）風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第10節「救急・救助活動」（P.164）により行う。現に生命・身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を町、防災関係機関及び付近住民の協力を得て速やかに捜索・救出する。

1 救出活動

（1）救出対象

災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者とする。

（2）救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

（3）救出隊の編成

救出活動を実施するときは、総務課は加美警察署、加美消防署、消防団その他関係機関に連絡し、万全を期して行う。また、災害の規模、救出対象者、救出範囲、その他の状況に応じ要員を確保するとともに、地域住民の協力を得て救出隊を編成し、捜索及び救出活動を行う。

（4）関係機関との協力

救出に際しては、救出後の負傷者の救護等が円滑に行われるよう、保健福祉課等、加美郡医師会等関係医療機関及び大崎保健福祉事務所、搬送協力団体等と緊密な連絡調整を行う。

（5）救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長（総務課）が調達し、不足する場合は各関係機関等に要請し、確保する。

2 救出関係機関の連絡先等

機関名及び担当課	電話番号	所在地
加美町 総務課 危機管理室 保健福祉課 地域包括支援センター 小野田福祉センター 宮崎福祉センター 小野田支所 宮崎支所	0229-63-3111 0229-63-7870 0229-63-3600 0229-67-5100 0229-69-5636 0229-67-2111 0229-69-5111	字西田 3-5 字西田 4-7-1 字町裏 320 字中原南 112 宮崎字屋敷 7-45-1 字長壇 75-2 宮崎字屋敷 1-52-4
加美警察署 警備課 小野田駐在所 西小野田駐在所 宮崎駐在所 賀美石駐在所	0229-63-2311 0229-67-2011 0229-67-2303 0229-67-5011 0229-67-2546	110 字町裏 103-1 字長壇 49-6 字味ヶ袋大善壇 5-1 宮崎字東町 6-2 鳥屋ヶ崎倉沢道下 50-2
大崎地域広域行政事務組合 消防本部 加美消防署 消防係 西部分署	0229-22-2351 0229-63-2003 0229-67-2369	119 大崎市北町三丁目 2-20 字新川原 106 字原町南百ヶ清水 30-7
大崎保健福祉事務所 総務班	0229-91-0707	大崎市旭 4-1-1
加美郡医師会	0229-63-2742	字北町二番 139-1

第12章 応援協力計画

大規模火災が発生するおそれがあり、本町のみでの対応では困難と思われるときは、速やかに消防の応援の要請を行う。応援の要請は、町長が行い、総務課長が担当する。

1 応援協定

- ・ 古川地方消防相互応援協定
町長が大崎管内市町村長に対し応援を要請する。
- ・ 災害時における宮城県市町村相互応援協定
県内の市町村が独自に締結している相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な対策等を実施することが困難な場合に応援を要請する。
- ・ 宮城県広域消防相互応援協定
県内の広域消防本部等がその行政区域を越えて相互応援を行うもので、町長が大崎地域広域行政事務組合管理者（大崎市長）に対し応援要請を行う。
- ・ 宮城県広域航空消防応援協定
町長が、知事に対し県が所有する防災ヘリコプターの応援を要請する。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請
町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- ・ その他の応援活動
 - ア 災害時における加美町内郵便局と加美町の相互協力に関する覚書
 - イ 日本水道協会東北支部「水道施設の災害に伴う相互応援」
 - ウ 宮城県エルピーガス協会大崎第三支部 夜間・休日ガス防災協力体制

2 要請時の留意事項

要請を行う場合は、次の事項等を明確にして行う。

- ・ 災害の種別
- ・ 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- ・ 要請する人員、車両及び資機材等の種別・数量
- ・ 現場指揮者の氏名、応援隊の引き受け場所
- ・ 道路条件、気象の状況
- ・ その他

[林野火災対策]

林野には自然の可燃物が広大にあるため、林野での火災は、気象条件や山林の状況により、際限なく延焼する危険性がある。また、林野火災は現場までの距離が長く、消防ポンプ車等の進入が困難で、かつ火災の範囲も広く、水利の便も良くないため、その消防活動は極めて困難なものとなる。

本町では、幸いにも比較的規模の大きい林野火災は少ないが、森林面積は町の総面積の 7.4% を占め、また近年は、自然に親しむ人達も増加する傾向にあるため、林野火災が発生する危険性は高くなっている。

第 1 節 林野火災の現況

1 現況

本町における森林原野は国有林をはじめ約 338 km² で本町面積の 7.3% を占めている。森林原野では、しばしば小さな火災が発生しており、その原因は耕作者や入山者のたき火の不始末、放火等によるものである。

2 林野火災の発生状況

本町における林野火災の発生状況は次のとおり。

消防防災年報：宮城県 消防課

年	発生件数 (※1)	焼損面積 (a)
平成 15	0	—
平成 16	4	1.73
平成 17	1	3.0
平成 18	0	—
平成 19	1	1.0
平成 20	0	—
平成 21	1	1.2
平成 22	1	0.3
平成 23	1	1.1
平成 24	1	0.2
平成 25	1	2
平成 26	0	0
平成 27	1	0.9

(※1) 1月1日から12月31日までに発生したもの

第2節 林野火災予防計画

林野火災対策は、発生を未然に防止すること、及び発生時にはできるだけ早く消火活動を行うことであり、そのために必要な事業、施設の整備等について次の対策を行う。

1 広報宣伝の充実

林野火災は、山林作業、ハイカー、山菜取りその他の入山者によるたき火等火の不始末、放火、たばこの投げ捨てを主な原因として発生している。また、近年はアウトドア指向からキャンプなどで入山する家族等も増加している。

入山者が多く、空気の乾燥期など火災発生危険期を重点として、次により防火思想の普及徹底を行う。

(1) 山火事防止強調月間の設定

林野火災の多い3月から5月まで、及び10月から11月までを山火事防止強調月間とし、全町にわたる広報運動を行い、林野火災の防止に努める。

(2) 学校教育による防火思想の普及

児童・生徒を対象に標語、ポスター、作文などの募集を行い、子供の頃から山火事防止についての認識を高め、あわせて家庭への浸透を図る。

(3) 加美地区山火事防止協議会による活動

加美地区山火事防止協議会（事務局：大崎森林組合、構成機関：郡内2町、大崎森林組合、宮城北部森林管理署、加美消防署、郡内2町消防団、北部地方振興事務所）の連携を強め、郡内の山火事防止対策を強力に推進する。

【資料編】P.9 1-02-05「加美地区山火事防止協議会規約」

(4) 山火事防止ポスター、看板等の設置

山林への入山口、各地区掲示板等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げる。また、町の広報誌、チラシ、パンフレット等を配布し、住民や入山者に対し注意を喚起する。

(5) 広報車による広報

町及び消防機関等の広報車、消防車等により巡回宣伝、パレード等を実施する。

(6) 火入れに関する条例の周知

「加美町森林等における火入れの規制に関する条例(平成15年4月1日条例第171号)」の周知徹底を行う。また、林業従事者等に山火事看視人等を委嘱し、作業火、たき火、たばこの火の始末等について注意を呼びかけるとともに、火災発生時の通報・連絡体制

を強化する。なお、林業用機械器具による林野火災の発生もあるため、その適切な使用方法について指導する。

【資料編】P.6 1-02-04「加美町森林等における火入れの規制に関する条例」

2 予防施設の整備

林野火災を防止するための看板や監視所の設置、水利を確保するための施設について整備に努める。また、林野所有者等が行う施設整備事業費等に対しては積極的に協力し、林野火災予防措置を講ずる。

- (1) 林野火災防止についての注意を喚起するため、ハイキングコースや林道沿い等に火の取扱の注意事項を記載した看板を設置する。
- (2) 林野内の人の集まる場所には休憩所や灰皿等の設置を検討する。
- (3) 火災の早期発見のための監視所、望楼、簡易防火予防施設の整備を図る。
- (4) 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設、若しくは改良等を実施する。
- (5) 自然水利を利用した防火用水の確保、治山ダム、えん堤等を利用した貯水施設等の設置を推進する。
- (6) 防火帯の設置、整備を行い、また防火樹の植栽に努める。

3 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の強化

林野火災のもつ特異性から、平常時から広域かつ総合的な即応体制が重要であるため、加美地区山火事防止協議会（事務局 大崎森林組合）を中心として次の関係機関による消防体制の強化、及び連携体制の確立を推進する。

関係機関名	責任者	電話番号
加美町（総務課・農林課）	町長	63-3111
大崎地域広域行政事務組合消防本部	消防長	22-2351
加美消防署	署長	63-2003
加美町消防団	団長	63-3111
色麻町消防団	団長	65-2111
大崎森林組合	組合長	72-1412
宮城北部森林管理署	署長	22-2074
加美警察署	署長	63-2311
北部地方振興事務所（林業振興班）	所長	91-0719

(2) 相互応援体制

大規模林野火災が予想される場合には、大崎1市4町で協定している古川地方消防相互応援協定（昭和41年9月1日）等の応援要請や、自衛隊の災害派遣要請を速やかに行い、消火体制を構築し、応援協力体制の整備を推進する。

また、森林関係者等との応援協力体制の整備を推進する。

- ア 宮城北部森林管理署、森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等との応援体制
- イ 防火用水としての水利使用について、灌がい用水権利者等の協力体制

(3) 自衛消防隊の育成

森林組合等を中心に地区別自衛組織となる消防隊の結成及び育成指導を行い、相互応援体制の充実を図るとともに、林野火災の早期発見、初期消火に努める。

4 防ぎよ用資機材の備蓄及び自然水利の確保

林野火災の初期消火及び早期消火作業を実施するため、防ぎよ用資機材の整備、備蓄を推進するとともに、自然水利を中心とした水利の確保に努める。また森林所有者、管理者に対しても同様の資機材の整備について指導する。

<防ぎよ用資機材等>

・背負式消火水のう ・小型動力ポンプ ・簡易水槽 ・刈り払い機 ・スコップ ・チェーンソー ・鎌及び鋸 ・谷川堰止め用資材 ・携帯拡声器 ・双眼鏡 ・図面 ・無線機等 ・その他個人装備として、水筒、手拭い、防塵眼鏡、スコップ、鎌等

5 巡視・監視の徹底

林野火災を未然に防止し、また初期消火を実施するため、国、県及び森林所有者等と連携し、巡視、監視体制の強化を行う。

3月から5月及び10月から11月までの火災多発期には巡視、監視員を増強し、入山者等に対し火気の取扱について指導を行うとともに、林野火災の早期発見、迅速な通報及び初期消火に努める。

また、林野火災における治山事業、林道工事等を行う場合には、契約締結時に火気の使用制限に関する条項を入れ、作業現場における指導及び監視の徹底を行う。

第3節 林野火災防ぎょ計画

林野火災は建物火災と異なることを念頭におき、速やかに関係機関相互の連携体制を構築するとともに、多くの人員、防ぎょ用資機材等を招集、調達し、安全に配慮しながら消火作業等を行う。

防ぎょ活動に当たっては、可能な限り全体を見渡せる高所に現場指揮本部を設置し、火勢の移動を常に監視しながら、急変する延焼火勢に包囲されないよう細心の注意を払って行う。

また風の方向、風速、斜面の角度を考慮し、防火帯に沿って地上の可燃物の除去を行い、火先に突破されないよう守勢的防ぎょ手段をとる。

現場指揮者は、現状の火災防ぎょ活動従事者及び全資機材をもってしても消火が難しく、火勢が延焼阻止線を突破または突破するおそれがあると判断したときは、直ちに町長に連絡し、隣接市町村及び隣接広域消防本部並びに自衛隊への出動等を要請する。

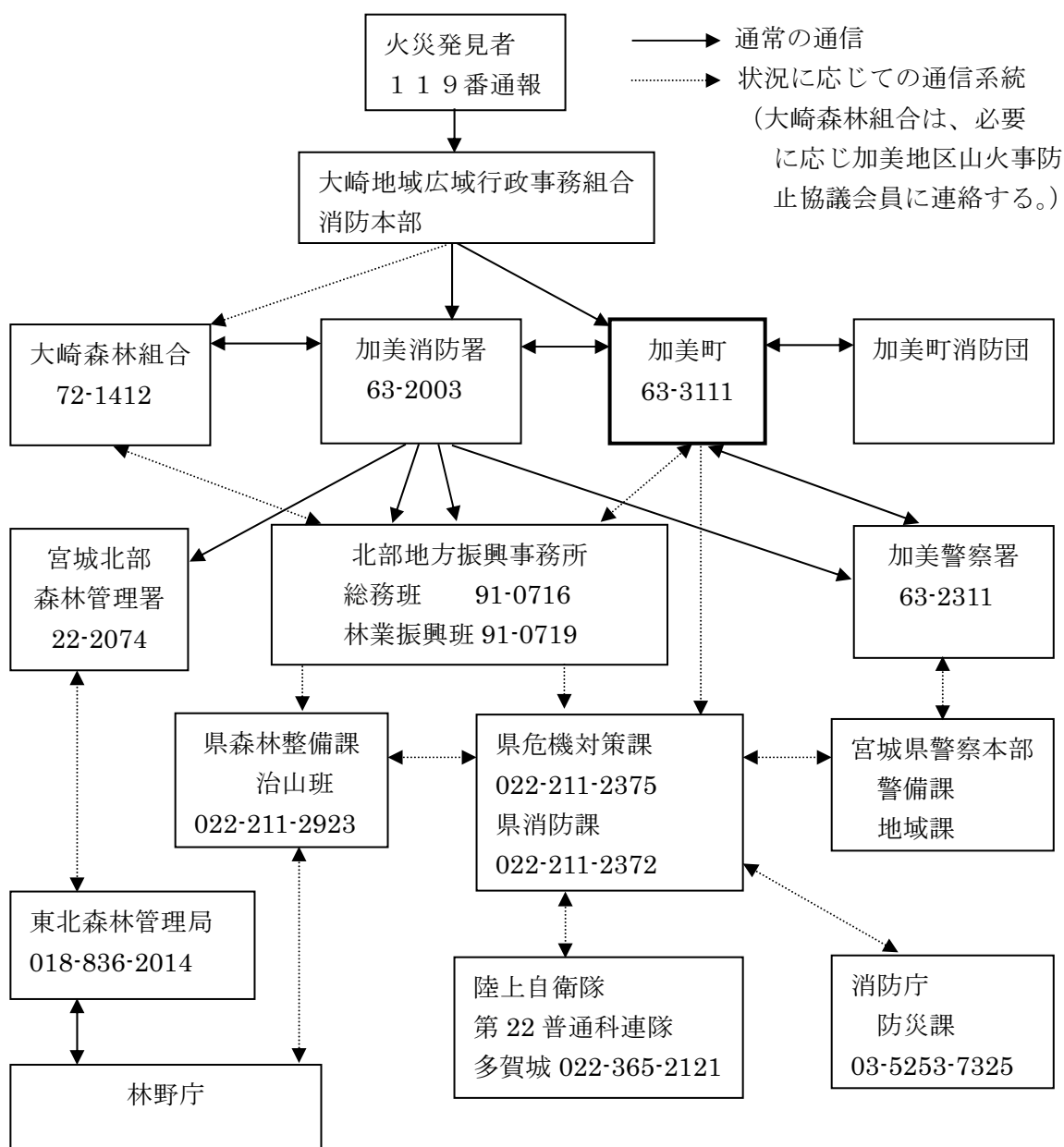
1 実施責任者

林野火災の警戒及び防ぎょに関する措置は、町長及び消防長が行う。

2 林野火災の防ぎょ体制

林野火災発生時の通信通報体制、防ぎょ部隊の編成、指揮系統は次のとおり。

(1) 火災通報及び通信体制



(2) 現場指揮本部の設置

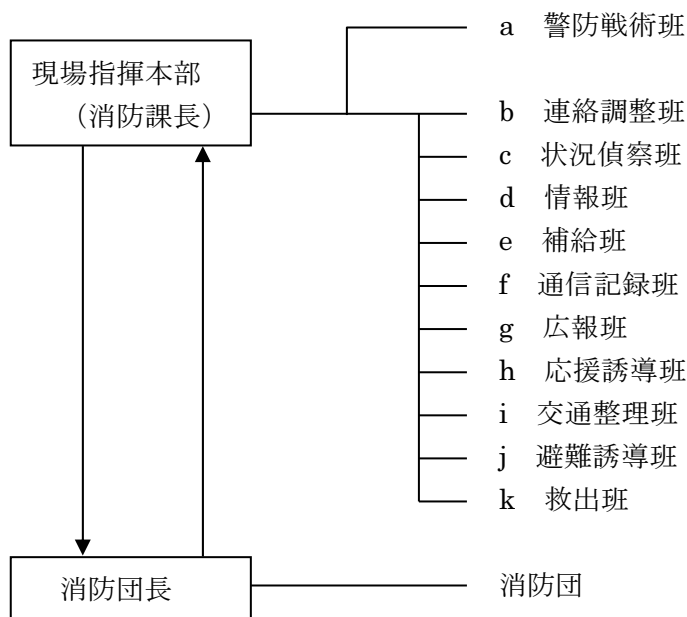
的確で統制のとれた消防活動を実施するため、町、県、消防機関、防災関係機関及び関係団体、また他市町村の消防応援隊や自衛隊災害派遣部隊、付近住民等の参加協力を得て、現場指揮本部を設置する。現場指揮本部では、大崎地域広域行政事務組合消防本部消防課長を本部長として、関係機関の各指揮者等による連絡会議等を随時開催し、火災状況に応じた防ぎょ方針を決定する。

ア 設置場所

現場指揮本部の設置場所は、可能な限り火災現場付近一帯が見渡せる風横または風上の高地で、火災の状況及び防ぎよ活動の状況が把握できるとともに、物資の集配が可能で、無線等の通信障害の少ない場所に設置する。設置位置は旗等、夜間の場合は照明等により明示する。

イ 組織及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織内容はおおむね次のとおりとし、関係機関・団体の長と協議し、組織する。班には班長を置き、班長は任務の効果的な遂行に努めるとともに、現場指揮本部に状況報告を行う。



(イ) 任務

組織編成に基づく各班の任務は次のとおり。

a. 警防戦術班

防火線、延焼阻止線等防ぎよ線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、人命の安全及び次の事項に留意しながら現場最高指揮者を補佐する。

- ・ 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- ・ 出動隊の車両の部署、位置等を適正に指示する。
- ・ 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- ・ 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。

b. 連絡調整班

町、大崎地域広域行政事務組合消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等、常時関係機関と連絡可能な体制をつくる。

- c. 状況偵察班
火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等、戦術上必要な情報を偵察収集する。
- d. 情報班
各方面の状況偵察班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。
- e. 補給班
各消防隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。
- f. 通信記録班
各消防隊との連絡を確実にするため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。
また、記録責任者を指名し、写真撮影及び確実な記録をとる。
- g. 広報班
不確実な情報等による不必要な混乱をさけるため、住民に対し火災の現況、消防隊の活動状況、今後の見通し等について、広報車等による周知を行うとともに、行政区長、報道機関等を通じ、的確な情報を提供する。
特に報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で、適宜発表する。
- h. 応援誘導班
地元消防団員、住民等火災現場の地理精通者の協力を得て編成し、応援隊等の部署位置までの誘導を行う。
- i. 交通整理班
現場等に入入りする車両の混乱防止及び危険防止にあたる。
- j. 避難誘導班
入山者及び林野内居住者の避難誘導にあたる。
- k. 救出班
入山者・居住者及び消火隊の救出にあたる。

(ウ) 指揮系統

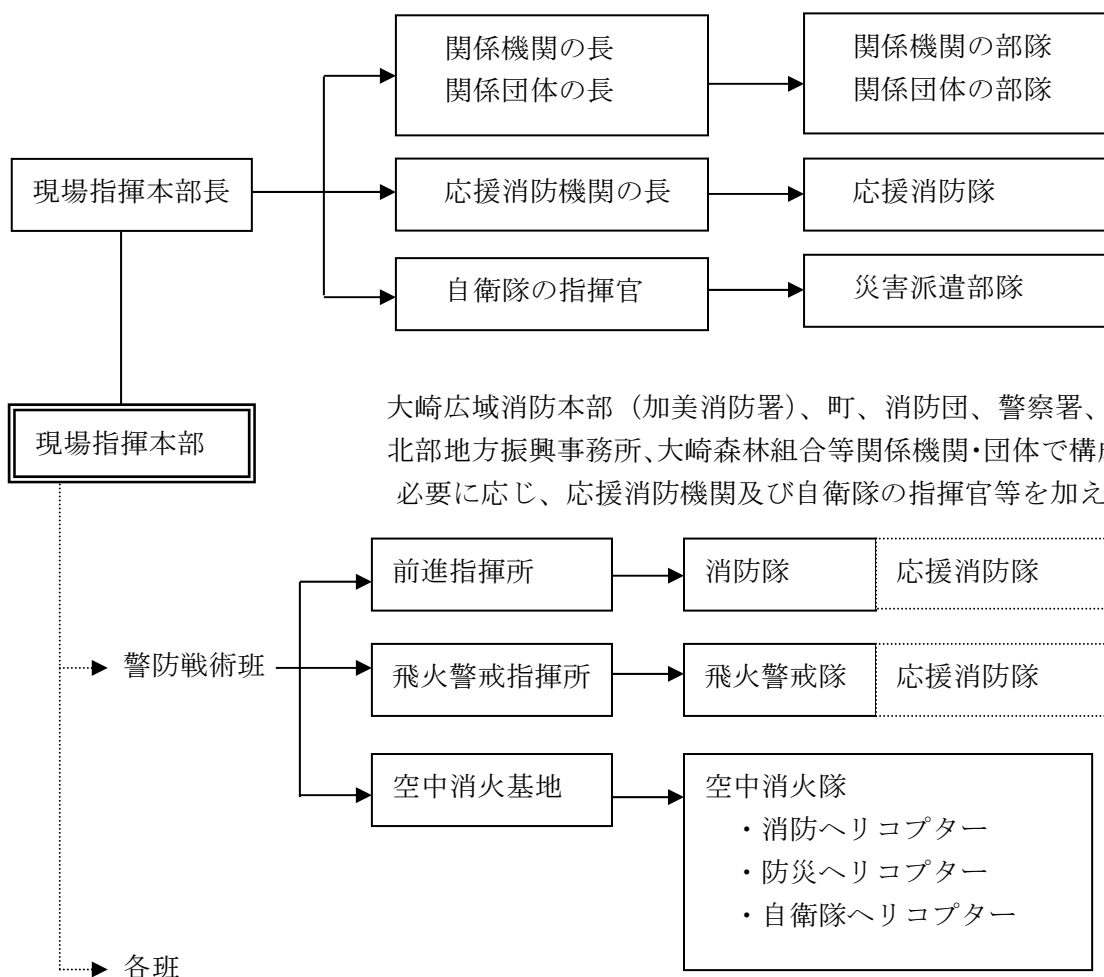
現場指揮本部の指揮系統図はおおむね次のとおり。

現場指揮本部を構成する各関係機関等の長は、現場指揮本部長の指示に基づき所属職員を指揮するとともに、本部組織の編成に当たっては、協議の上、班長を決定する。

関係機関等の職員が混成し、班を編成した場合は、職員は班長の指揮に基づき任務を遂行する。

現場指揮本部長は、必要と認めるときは前進指揮所、飛火警戒指揮所、空中消火基地を設置する。

また、現場指揮本部には、可能な限り消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信設備を集中し、指揮の統一を図るとともに通信施設の相互利用を行う。



大崎広域消防本部（加美消防署）、町、消防団、警察署、北部地方振興事務所、大崎森林組合等関係機関・団体に構成し、必要に応じ、応援消防機関及び自衛隊の指揮官等を加える。

3 防ぎょ活動及び消火方法

(1) 林野火災の特徴

ア 注意事項

林野火災の防ぎょ活動は、建物火災と異なることを常に自覚し、火勢の推移と気象の変化に十分注意しながら行う。建物火災との主な相違は、次のように考えられる。

- ・ 燃焼状況が気象状態（特に風速、風向、湿度）に大きく左右される。
- ・ 山林すべてが可燃物であり、早い火煙の流れと多くの飛火により、想像以上に延焼拡大するおそれがある。
- ・ 地形、斜面の角度、樹種、樹齢等により燃焼速度が異なる。
- ・ 局地的にフェーン現象が発生することがある。
- ・ 自分の位置を見失うことがある。
- ・ 山林内の落ち葉が腐植土となり、それが燃えた場合には容易に消えないことがある。

イ 林野火災の種類

国有林、町・県有林、私有林などが混在しており、山林の燃焼形態は、林相や林野の状況によって異なるが、一般的に次のように区分されている。

(ア) 樹しょう火

樹冠火ともいい、樹幹火と区別して樹しょう火と言っている。樹木の枝、葉などの樹冠が燃え広がるもので、地表火が杉、松、ヒノキなどの枝葉に着火して起こる。これらの樹木は、0.5%前後の油脂分を含有し、生葉でも延焼は早い。

林内の風速は通常弱いですが、下枝の整理、雑草の下刈りなどが不十分な森林は樹冠火になりやすく、大気湿度が50%以下の時が多い。一度燃焼すれば、局部的に極端な上昇気流が発生、火勢は急激となり、消火困難になる場合があり、損害も大きくなる。

(イ) 樹幹火

樹木の幹が燃える火災で、樹木が空洞であったり、立ち枯れ、樹脂の浸みだしているもの、樹皮の厚い切れ目の多いもの、山の急斜面で雑草や落枝落葉が多く乾燥している場合などは、樹木の表面が燃焼する。地表火から延焼しやすい。

(ウ) 地表火

山林原野の落枝、落葉、雑草、かん木（高さ3m以下の樹木）等が燃え広がるもの。下枝打ち、下刈り等の整理がなされていない場合には、着火すれば火勢が強く、延焼速度も速い。これらから樹しょう火、樹幹火になりやすく、幼令林では全滅することがしばしばある。

(エ) 地中火

土火とも言う。地中の泥炭層、褐炭層、亜炭層（炭素50%以下の下級石炭）、その他落葉などの腐植堆積した有機物が燃え広がるもので、本州中部、北海道の林野地帯に多く発生し、容易に鎮火せず、空気の供給不足から長時間燃え続けることがある。

ウ 飛火

林野火災の延焼は、平地で無風時には、円形か即燃性のかん木林、高い草むらの方向に多く燃焼する。山の斜面では、麓で暖められた空気は上昇気流となり、頂上に向かって吹き上げ、尾根で終息するが、一部は反転気流となり飛火の原因になりやすく、特に山の斜面では縦に谷間と峰が波形になった地形では乱気流が発生したり、凸凹の激しい不整地では極めて複雑な燃焼形態を示す。

飛火は、立ち枯れ、枝葉、樹皮、鳥の巣等が燃焼し火の粉となり、上昇気流、反転気流、熱対流風等によって飛散、風下に別の火点をつくり焼失面積を拡大するもので、湿度の少ない暖気団に包まれるほど、風に乗って遠方まで運ばれる。

通常、尾根に向かって吹き上げる風で運ばれる火の粉は大小無数に近い数があるが、大部分は100m以内に落下し自然に消火し、その中のごく一部の火持ちの良いものが山の裏側や谷を越えて出火することがある。反転気流では、斜面に沿って燃え上がる火力が強いほど、また尾根を越えてくる風と燃焼斜面の上昇気流とが合流することで反転し、火点斜面の各所に新しい火災が発生させることがある。

いずれにしても、大きな山の面にある小さな縦尾根の角度や林相が強く影響し、複雑な燃焼形態をとるため、過去に多くの人身事故が発生していることもあり、細心の注意が必要である。

エ 消火作業時の装備等

林野火災の消火作業は、十分な装備と人員を整え出動し、出動途中においては狭い道や軟弱な路肩等の道路状況及び急斜面での滑落等に注意する。出動途中の状況等については、町、指揮本部に連絡する。

火災現場では左右の消防隊員と常に連携を保ち、相互の所在を確認し、また背後への飛火に十分注意しながら防ぎよ活動にあたる。消防隊の隊長等は、随時隊員の所在を把握する。

<消火作業を行う隊員の装備>

- ・ スコップ
 - ・ 鎌及び鋸
 - ・ 腰鉈
 - ・ 水筒と手拭い
 - ・ 防塵眼鏡 等
- (状況により、図面、背負式消火水のう、無線機・携帯電話等通信機器を所持する。)

(2) 消火方法

ア 地上消火の方法

(ア) 注水による消火

林野の地形は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況、道路の状況等それぞれ異なるため、消防ポンプ自動車等と小型動力ポンプ及び簡易水槽等を組合せ、中継送水体制をとり、注水による消火を行う。

(イ) 火叩き、覆土による消火

水利が不足する場合の直接消火方法として、火叩き、覆土により消火を行う。注水消火と併用して行う。

(ウ) 防ぎよ線の設定

火災が延焼拡大している場合には、火先の前方等の適切な場所に、応急的に防火線、延焼阻止線等防ぎよ線を設定し、延焼の拡大を阻止する。

(エ) 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んな状況で、他に適当な消火方法または手段がない場合で必要と認めるときは、火災の延焼方向の前方において火を放ち、迎え火を活用し、延焼をくい止める。

イ 空中消火の方法

町長は、次の場合、知事に対し防災ヘリコプター及び自衛隊の災害派遣要請を行い、空中消火を実施する。空中消火を行う場合は、ヘリポート及び補給基地、水源等を考慮した適切な場所に空中消火基地を設置する。

また、地上消火隊との連携を図るため、現場指揮本部が統一し指揮を行う。

- ・ 地形等の状況により地上の防ぎよ活動が困難な場合。
- ・ 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足し、または不足すると判断される場合。
- ・ 人命の危険、人家等への延焼危険、その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合。
- ・ その他、林野火災の状況把握、飛火対策、消火隊等の保安、物資等の搬送等必要と認められる場合。

ウ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理を行う。林野火災は焼失面積が広大で、かつ消防隊員の疲労も重なり注意力が散漫になりやすいため、指揮者は、残火が風にあおられ再出火する危険性が高いことを喚起し、徹底した残火処理を行う。

- ・ 残火処理に当たる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任をもって処理にあたり、未処理区域がないよう注意する。
- ・ 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。
- ・ 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分浸潤させ、残火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行なえないときは、背負式消火水のうにより、または十分な覆土等による消火を行う。
- ・ 朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水または伐倒し確実に処理する。
- ・ 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒隊等を残留させ、巡視及び応急処置を行う。

第4節 住民の安全対策

林野火災が発生した時は、付近住民や入山者の把握に努めるとともに、次の事項に留意し、住民等の安全を確保するとともに住民の不安を解消する。

- (1) 火災現場付近の住民に対し、広報車、電話、拡声器等により火災発生及びその状況について周知する。
- (2) 入山者がいると思われる時は、携帯拡声器等により、安全な場所に避難するよう呼びかけ、誘導する。
- (3) 林野内の住家、山麓周辺の集落等に延焼拡大するおそれがある時は、飛火警戒隊（集落警戒班）などの消防隊は、現場指揮本部の指示により警戒区域を設定し、建物及びその周辺に予備注水を行う。また防ぎよ線を設定し、住民等の協力を得て火災防ぎよにあたる。
- (4) 火災が拡大し、住家等へ延焼または延焼するおそれがある場合に、避難の必要があると認めるときは、町長は住民に対し避難勧告等を行い、安全な場所に誘導する。

住民への広報、避難等は、加美町地域防災計画風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第3節「通信・放送施設の確保」(P.132)、第4節「災害広報活動」(P.136)、第14節「避難活動」(P.182)に基づき実施する。

加美町地域防災計画

〔加美町消防計画書〕

発行：平成29年3月
加美町防災会議
所管：加美町総務課危機管理室
電話：0229-63-5264